

様式第4号

文書一部公開決定通知書

6 飯社第742号
令和7年1月21日

株式会社 章設計 代表取締役 板倉正明 様

社会福祉法人飯田市社会福祉協議会
会長 原 重一



令和7年1月15日付けで公開申出のありました文書について、次のとおり一部を公開することを決定したので、社会福祉法人飯田市社会福祉協議会情報公開規程第10条第1項の規定により通知します。

文書の名称	1. 令和3年度、令和4年度、令和5年度の決算書 2. 理事者12名個別の、令和3年度・令和4年度・令和5年度の年収額 3. 飯田市社会福祉協議会・飯田病院認知症疾患センター・飯田広域シルバー人材センターの各機関への飯田市職員天下り状況が判る書面2011年（平成23年）～2024（令和6年）までの期間 4. 天下り職員の理事任期と再任回数（上記三団体を含む） 5. 上記3団体にかかる人事の執行者 6. 令和3年度から令和6年度までの、職務における出張内容（出張目的・出張理事者名・出張費他）と、成果報告書等関係書類の一式
公開しない部分	上記2～5
公開しない理由	2 規程第7条1項(2)個人に関する情報のため 3～5 文書不存在
※上記理由がなくなる期日	記載事項なし
公開する日時	申出より15日以内に郵送
公開する場所	記載事項なし
連絡先等	飯田市東栄町3108-1 飯田市社会福祉協議会 総務係 電話0265-53-3040

- (注) 1 ~~当日、この通知書をお持ちのうえ、公開する場所へおいでください。~~
~~なお、上記の日時が都合の悪い場合は、事前に連絡先までお知らせください。~~
- 2 ※欄は、公開しない理由がなくなる期日を明示する場合に記入してありますので、明示された日以後に改めて文書の公開を請求してください。
- 3 公文書の公開により得た情報は、適正に使用してください。
- 4 あなたが、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申出をすることができます。